

(4) 学長選考会議

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

学長選考会議は、国立大学法人法第12条第2項に則り整備された国立大学法人上越教育大学学長選考会議規則に基づき、次のとおり学長の選考等に関する事項を審議する。

- i) 学長選考基準の作成等に関する事項
- ii) 学長候補者の選考に関する事項
- iii) 学長の任期に関する事項
- iv) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- v) 学長の解任に関する事項
- vi) その他学長の選考等に関する事項

イ 組織の構成及び構成員等

学長選考会議は、経営協議会の学外委員から選出された委員3人、教育研究評議会から選出された委員3人（学長及び理事である評議員を除く。）及び学長選考会議の定めにより委員に加えた理事1人で組織されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

平成27年度は、3回（第30回～第32回）開催した。

イ 審議された主な事項

審議事項は、①議長の職務を代行する者の指名、②理事を学長選考会議の委員に加えること、③学長の業務執行状況の確認、④平成29年3月31日任期満了に伴う学長選考に係るスケジュール、⑤学長候補者に求められる資質・能力等（望ましい学長像）、⑥次期学長候補者選考の概要の公表、⑦学長選考手続細則の一部改正、であった。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

平成27年度は、国立大学法人法及び同法施行規則の一部改正（平成27年4月1日施行）による学長選考の透明化等への対応のため前年度に改正した学長選考規則等に基づき、「学長の業務執行状況の確認」を行うとともに、平成29年3月31日任期満了に伴う学長選考に向けた「学長候補者に求められる資質・能力等（望ましい学長像）の策定」等を行った。

次年度は、平成29年3月31日任期満了に伴う学長選考を遺漏なく実施する。